

税務経理ハンドブック

日本税理士会連合会編

57

税務経理ハンドブック

昭和**57**年度版

日本税理士会連合会編

中央経済社

編集者の
了承により
検印省略

昭和57年度版 税務経理ハンドブック

昭和57年 6月20日 印刷
昭和57年 6月25日 発行 定価 1,900円

編集 日本税理士会連合会

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6

郵便番号 151

電話 (341) 1131(代)

発行 株式会社 中央経済社

東京都千代田区神田神保町1-31-2

郵便番号 101

電話 (293) 3371(編集部)

(293) 3381(営業部)

整版 / 三栄印刷株式会社

印刷 / 三英印刷株式会社

落丁・乱丁本はお取替え致します。製本 / 美行製本

4621

ISBN4-481-80144-7 C3034

序

近代の企業経営において、租税の占めるウエイトの大きいことは、一般に認めるところである。最近税制の簡素化が叫ばれているが、その反面、税法は、国家の財政、経済、社会政策上の要請と経済機構の高度化に伴い、ますます複雑多岐となり、技術化されていく傾向にある。税務を直接の専門分野とする自由職業人、税務官公吏を始め、税務に関連をもつ企業経営者、経理マン、受験者等が渴望するものの一つは、税法の全領域ばかりでなく、広く会計、経営の部門にもわたる、携帯至便で、解り易い実務的な解説書である。この『税務経理ハンドブック』は、このような多くの人々の要請に応えるべく、今から20年前、日本税理士会連合会の企画、編集によつて生まれたものである。

幸にして執筆陣の献身的なご協力と、本会事業本部及び中央経済社の積年の努力により、毎年好評裡に版を重ね、ここに第20版を世に送ることとなつた。

今回は、商法改正に伴う法務省令、企業会計原則、監査基準等の関連諸法規の改正部分をもれなく収録したほか、税法の改正点を最大限にとりいれて改訂を行うとともに、付録欄の業種別主要計数表等を最新のものに改めた。また、欄外10頁毎に英独の法諺（国元書房刊「イギリス、ドイツの法律格言」より抜萃）を掲載し、読者の参考に供した。

本書が税務と会計のよりよき指針として、企業の改善と業務の伸展に役立つことを念願して止まない。なお、編集上お気付きの点等ご教示いただければ幸甚である。

昭和57年 6月

日本税理士会連合会

会 長 織 本 秀 實

凡 例

1. 昭和57年6月1日現在における法令通達を基準として解説した。
 - (1) 付録編には、税法編、会計編に掲載できなかった分析計数の算出法、業種別主要計数表及び社会保険料率表などを収録した。
 - (2) 耐用年数表は利用しやすいように税法編の編末に掲載した。
2. 法令通達等の略称表示は、次による。
 - (1) 「法法」は法人税法、「所法」は所得税法、「措令」は租税特別措置法施行令、その他これに準ずる。
 - (2) 「相法 12 ④Ⅲ」は相続税法第12条第1項第3号を表示する。その他これに準ずる。
 - (3) 各税法の解説部分中におけるその関係法令については単に「法」「令」「規」「基通」と略称する。例えば、所得税法の部において「法」は所得税法、「令」は所得税法施行令、「規」は所得税法施行規則、「基通」は所得税法基本通達、「耐通」は耐用年数基本通達を表示する。その他は各部の冒頭でその部の略語例を示した。
3. 文章は法令の原文にかかわらず、できるだけ当用漢字、現代かなづかいによつた。

4 月 の 税 務

項 目	法 令	期 限	提出先等	備 考
源泉所得税の納付	所法181, 183, 204	4 月10日	税務署長	
住民税の特別徴収税 額の納付	地法321 の 5	4 月10日	市町村長	
給与支払報告に係る 給与所得者異動の届 出	地法317 の 6	4 月15日	市町村長	4 月 1 日現在で給与の 支払を受けなくなった 者があるとき
非課税法人等（法法 2 条 5 号）の道府県 民税及び市町村民税 均等割の申告	地法53, 321の8	4 月30日	都道府県知 事又は市町 村長	
2 月決算法人の法人 税の確定申告	法法74	〃	税務署長	（末日決算の場合）
2 月決算法人の法人 住民税、法人事業税 の確定申告	地法53, 72の25等	〃	市町村長又 は都道府県 知事	（ 〃 ）
2 月決算法人の事業 所税の申告	地法701 の46	〃	指定都市等 の長	指定都市等の区域内に 一定規模以上の事業を 有する場合
8 月決算法人の法人 税の中間申告	法法71	〃	税務署長	1 年決算法人で納付額 10万円超の場合 （末日決算の場合）
8 月決算法人の法人 住民税、法人事業税 の中間申告	地法53, 72の26等	〃	市町村長又 は都道府県 知事	1 年決算法人の場合 （末日決算の場合）
軽自動車税の納付	地法445	4 月中の市 町村条例で 定める日	市町村長	賦課期日は 4 月 1 日
固定資産税（都市計 画税）の第 1 期分の 納付	地法362	〃	〃	

5 月 の 税 務

項 目	法 令	期 限	提出先等	備 考
源泉所得税の納付	所法181, 183,204	5月10日	税務署長	
住民税の特別徴収税 額の納付	地法321 の5	5月10日	市長村長	
特別農業所得者の承 認申請	所法110	5月15日	税務署長	
個人の道府県民税及 び市町村民税の特別 徴収税額の通知	地法321 の4	5月31日	市長村長より特別徴収 義務者を經由して納税 義務者へ	
確定申告の際の延納 届出に係る徴収猶予 額の納付	所法 131	〃	税務署長	
3月決算法人の法人 税の確定申告	法法74	〃	〃	(末日決算の場合)
3月決算法人の法人 住民税, 法人事業税 の確定申告	地法53, 72の25 等	〃	市町村長又は都道府県 知事	(末日決算の場合)
3月決算法人の事業 所税の申告	地法 701 の46	〃	指定都市等 の長	指定都市等の区域内に 一定規模以上の事業を 有する場合
9月決算法人の法人 税の中間申告	法法71	〃	税務署長	1年決算法人で納付額 10万円超の場合
9月決算法人の法人 住民税, 法人事業税 の中間申告	地法53, 72の26 等	〃	市町村長又は都道府県 知事	1年決算法人の場合 (末日決算の場合)
自動車税の納付	地法 149	5月中の都 道府県条例 で定める日	都道府県知 事	賦課期日は4月1日
鉦区税の納付	地法 182	〃	〃	〃
特別土地保有税(保 有税)の申告納付	地法 599	5月31日	市長村長	賦課期日は1月1日

6 月 の 税 務

項 目	法 令	期 限	提出先等	備 考
源泉所得税の納付	所法181, 183, 204	6 月10日	税務署長	
住民税の特別徴収税 額の納付	地法 321 の5	6 月10日	市町村長	
納期の特例を受けて いる者の住民税の特 別徴収額の納付	地法 321 の5の2	6 月10日	市町村長	
所得税の予定納税額 の通知	所法 106	6 月15日	税務署長	
4 月決算法人の法人 税の確定申告	法法74	6 月30日	〃	(末日決算の場合)
4 月決算法人の法人 住民税、法人事業税 の確定申告	地法53, 72の25 等	〃	市町村長又は都道府県 知事	(〃)
4 月決算法人の事業 所税の申告	地法 701 の46	〃	指定都市等 の長	指定都市等の区域内に 一定規模以上の事業を 有する場合
10月決算法人の法人 税の中間申告	法法71	〃	税務署長	1 年決算法人で納付額 10万円超の場合 (末日決算の場合)
10月決算法人の法人 住民税、法人事業税 の中間申告	地法53, 72の26 等	〃	市町村長又は都道府県 知事	1 年決算法人の場合 (末日決算の場合)
個人の道府県民税及び市町村民税の第 1 期分の納付	地法 320	6 月, 8 月, 10月及び1 月中(均等 割のみを課 する場合に あつては6 月中)の市 町村条例で 定める日	市町村長	

7 月 の 税 務

項 目	法 令	期 限	提出先等	備 考
源泉所得税の納付	所法181, 183,204	7月10日	税務署長	6カ月ごとの納付の特例の適用を受けている場合は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付（所法216）
住民税の特別徴収税額の納付	地法 321 の 5	7月10日	市町村長	
所得税の予定納税額の減額申請	所法 111	7月15日	税務署長	6月30日の現況による
所得税の予定納税額（第1期分）の納付	所法 104	7月31日	〃	
5月決算法人の法人税の確定申告	法法74	〃	〃	（末日決算の場合）
5月決算法人の法人住民税、法人事業税の確定申告	地法53, 72の25 等	〃	市町村長又は都道府県知事	（ 〃 ）
5月決算法人の事業所税の申告	地法 701 の46	〃	指定都市等の長	指定都市等の区域内に一定規模以上の事業を有する場合
11月決算法人の法人税の中間申告	法法71	〃	税務署長	1年決算法人で納付額10万円超の場合 （末日決算の場合）
11月決算法人の法人住民税、法人事業税の中間申告	地法53, 72の26 等	〃	市町村長又は都道府県知事	1年決算法人の場合 （末日決算の場合）
固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付	地法 362	7月中の市町村条例で定める日	市町村長	

8 月 の 税 務

項 目	法 令	期 限	提出先等	備 考
源泉所得税の納付	所法181, 183, 204	8 月10日	税務署長	
住民税の特別徴収税 額の納付	地法 321 の5	8 月10日	市町村長	
6 月決算法人の法人 税の確定申告	法法74	8 月31日	税務署長	(末日決算の場合)
6 月決算法人の法人 住民税、法人事業税 の確定申告	地法53, 72の25 等	〃	市町村長又 は都道府県 知事	(〃)
6 月決算法人の事業 所税の申告	地法 701 の46	〃	指定都市等 の長	指定都市等の区域内に 一定規模以上の事業を 有する場合
12月決算法人の法人 税の中間申告	法法71	〃	税務署長	1 年決算法人で納付額 10万円超の場合 (末日決算の場合)
12月決算法人の法人 住民税、法人事業税 の中間申告	地法53, 72の26 等	〃	市町村長又 は都道府県 知事	1 年決算法人の場合 (末日決算の場合)
個人事業税の第 1 期 分の納付	地法72の 51	8 月中の都 道府県条例 で定める日	都道府県知 事	
個人の道府県民税及 び市町村民税の第 2 期分の納付	地法 320	8 月中の市 町村条例で 定める日	市町村長	
特別土地保有税 (取 得税) の申告納付	地法 599	8 月31日	市町村長	7 月 1 日前 1 年以内に 基準面積以上の土地を 取得した場合

9 月 の 税 務

項 目	法 令	期 限	提出先等	備 考
源泉所得税の納付	所法181, 183, 204	9月10日	税務署長	
住民税の特別徴収税額の納付	地法 321 の5	9月10日	市町村長	
7月決算法人の法人税の確定申告	法法74	9月30日	税務署長	(末日決算の場合)
7月決算会社の法人住民税, 法人事業税の確定申告	地法53, 72の25等	〃	市町村長又は都道府県知事	(〃)
7月決算法人の事業所税の申告	地法 701 の46	〃	指定都市等の長	指定都市等の区域内に一定規模以上の事業を有する場合
58年1月決算法人の法人税の中間申告	法法71	〃	税務署長	1年決算法人で納付額10万円超の場合 (末日決算の場合)
58年1月決算法人の法人住民税, 法人事業税の中間申告	地法53, 72の26等	〃	市町村長又は都道府県知事	1年決算法人の場合 (末日決算の場合)

10 月 の 税 務

項 目	法 令	期 限	提出先等	備 考
源泉所得税の納付	所法181, 183, 204	10月12日	税務署長	(祭日・休日につき翌々日)
住民税の特別徴収税額の納付	地法 321 の5	〃	市町村長	(〃)
特別農業所得者への 予定納税基準額及び 第2期において納付 すべき予定納税額の 通知	所法 109	10月15日	税務署長	9月15日の現況による
8月決算法人の法人 税の確定申告	法法74	11月1日	〃	(休日につき翌日) (末日決算の場合)
8月決算法人の法人 住民税, 法人事業税 の確定申告	地法53, 72の25 等	〃	市町村長又は 都道府県 知事	(〃) (末日決算の場合)
8月決算法人の事業 所税の申告	地法 701 の46	〃	指定都市等 の長	(〃) 指定都市等の区域内に 一定規模以上の事業を 有する場合
58年2月決算法人の 法人税の中間申告	法法71	〃	税務署長	(〃) 1年決算法人で納付額 10万円超の場合 (末日決算の場合)
2月決算法人の法人 住民税, 法人事業税 の中間申告	地法53, 72の26 等	〃	市町村長又は 都道府県 知事	(〃) 1年決算法人の場合 (末日決算の場合)
個人の道府県民税及 び市町村民税の第3 期分の納付	地法 320	10月中の市 町村条例で 定める日	市町村長	

11 月 の 税 務

項 目	法 令	期 限	提出先等	備 考
源泉所得税の納付	所法181, 183, 204	11月10日	税務署長	
住民税の特別徴収税 額の納付	地法 321 の5	11月10日	市町村長	
予定納税額減額申請	所法 111	11月15日	税務署長	10月31日の現況による
所得税の予定納税額 (第2期分)の納付	所法 104	11月30日	〃	
特別農業所得者の予 定納税額(第1期分) の納付	所法 107	〃	〃	
9月決算法人の法人 税の確定申告	法法74	〃	〃	(末日決算の場合)
9月決算法人の法人 住民税、法人事業税 の確定申告	地法53, 72の25 等	〃	市町村長又 は都道府県 知事	(〃)
9月決算法人の事業 所税の申告	地法 701 の46	〃	指定都市等 の長	指定都市等の区域内に 一定規模以上の事業を 有する場合
58年3月決算法人の 法人税の中間申告	法法71	〃	税務署長	1年決算法人で納付額 10万円超の場合 (末日決算の場合)
58年3月決算法人の 法人住民税、法人事 業税の中間申告	地法53, 72の26 等	〃	市町村長又 は都道府県 知事	1年決算法人の場合 (末日決算の場合)
個人事業税の第2期 分の納付	地法72 の51	11月中の都 道府県条例 で定める日	都道府県知 事	

12 月 の 税 務

項 目	法 令	期 限	提出先等	備 考
源泉所得税の納付	所法181, 183, 204	12月10日	税務署長	
住民税の特別徴収税額の納付	地法 321 の5	12月10日	市町村長	
納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額の納付	地法 321 の 5 の 2	12月10日	市町村長	
10月決算法人の法人税の確定申告	法法74	12月31日	税務署長	(末日決算の場合直接税務署に提出するときは翌年1月4日)
10月決算法人の法人住民税, 法人事業税の確定申告	地法53, 72の25等	〃	市町村長又は都道府県知事	〃
10月決算法人の事業所税の申告	地法 701 の46	〃	指定都市等の長	指定都市等の区域内に一定規模以上の事業を有する場合
58年4月決算法人の法人税の中間申告	法法71	〃	税務署長	1年決算法人で納付額10万円超の場合(末日決算の場合)
58年4月決算法人の法人住民税, 法人事業税の中間申告	地法53, 72の26等	〃	市町村長又は都道府県知事	1年決算法人の場合(末日決算の場合)
給与所得の年末調整	所法 190	本年最後の給与の支払をする時		扶養控除等異動申告書, 保険料等控除申告書の収集, 年末調整不足額の処理(還付又は徴収), 不足額徴収猶予申請(税務署長へ)等, 年年末調整に関する一切の手続
固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付	地法 362	12月中の市町村条例で定める日	市町村長	
みなし法人課税選択の届出書の提出	措法25の2	12月31日	税務署長	年の中途で事業を開始した場合には, その日から2カ月以内

1 月 の 税 務

項 目	法 令	期 限	提出先等	備 考
源泉所得税の納付	所法181, 183, 204	1月10日	税務署長	6カ月ごとの納付の特例を受けている場合は、7月から12月までの徴収分を1月10日まで
住民税の特別徴収税額の納付	地法 321の5	〃	市町村長	
支払調書の提出	所法 225	1月31日	所轄税務署長及び受給者	原稿料、税理士、弁護士報酬等
源泉徴収票の交付	所法 226	〃	〃	給与所得、退職所得のもの2通作成
固定資産税の償却資産に関する申告	地法 383	〃	市町村長	
57年11月決算法人の法人税の確定申告	法法74	〃	税務署長	(末日決算の場合)
57年11月決算法人の法人住民税、法人事業税の確定申告	地法53, 72の25等	〃	市町村長又は都道府県知事	(〃)
57年11月決算法人の事業所税の申告	地法 701の46	〃	指定都市等の長	指定都市等の区域内に一定規模以上の事業を有する場合
5月決算法人の法人税の中間申告	法法71	〃	税務署長	1年決算法人で納付額10万円超の場合(末日決算の場合)
5月決算法人の法人住民税、法人事業税の中間申告	地法53, 72の26等	〃	市町村長又は都道府県知事	1年決算法人の場合(末日決算の場合)
給与支払報告書の提出	地法 317の6	〃	給与の支払を受けている者の住所所在地所在の各市町村長	1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者が提出義務者
給与所得者の扶養控除等申告書の提出	所法 194	本年度最初に給与の支払を受ける日の前日まで	給与の支払者を經由して、その給与に係る納税地の所轄税務署長	
個人の道府県民税及び市町村民税の第4期分の納付	地法 320	1月中の市町村条例で定める日	市町村長	

2 月 の 税 務

項 目	法 令	期 限	提出先等	備 考
源泉所得税の納付	所法181, 183,204	2月10日	税務署長	
住民税の特別徴収税 額の納付	地法 321 の5	2月10日	市長村長	
固定資産評価額の決 定	地法 410	2月28日		
57年12月決算法人の 法人税の確定申告	法法74	〃	税務署長	(末日決算の場合)
57年12月決算法人の 法人住民税, 法人事 業税の確定申告	地法53, 72の25 等	〃	市町村長又 は都道府県 知事	(末日決算の場合)
57年12月決算法人の 事業所税の申告	地法 701 の46	〃	指定都市等 の長	指定都市等の区域内に 一定規模以上の事業を 有する場合
6月決算法人の法人 税の中間申告	法法71	〃	税務署長	1年決算法人で納付額 10万円超の場合 (末日決算の場合)
6月決算法人の法人 住民税, 法人事業税 の中間申告	地法53, 72の26 等	〃	市町村長又 は都道府県 知事	1年決算法人の場合 (末日決算の場合)
決算期の定めのない 人格なき社団等の法 人税の申告	法法13, 74	〃	税務署長	毎年12月末日が決算期 とみなされる
固定資産税(都市計 画税)の第4期分の 納付	地法 362	2月中の市 町村条例で 定める日	市町村長	
特別土地保有税(取 得税)の申告納付	地法 599	2月28日ま で	市町村長	1月1日前1年以内に 基準面積以上の土地を 取得した場合

税 理 士 記 念 日 2月23日

わが国の税理士制度が昭和17年2月23日に法制化されたことを記念してこの日を税理士記念日と定め、全国の税理士が一斉に税務署、銀行、公民館及び税理士事務所等において納税者のために税に関する無料相談を行っている。

3 月 の 税 務

項 目	法 令	期 限	提出先等	備 考
源泉所得税の納付	所法181, 183, 204	3月10日	税務署長	
住民税の特別徴収税額の納付	地法321の5	3月10日	市町村長	
個人の道府県民税及び市町村民税の申告	地法45の2, 317の2	3月15日	市町村長	所得税の確定申告書を提出した者は申告不要
個人事業税の申告	地法72の55	〃	都道府県知事	(〃)
個人の事業所税の申告	地法701の47	〃	指定都市等の長	(〃) 指定都市等の区域内に一定規模以上の事業を有する場合
1月決算法人の法人税の確定申告	法法74	3月31日	税務署長	(末日決算の場合)
1月決算法人の法人住民税、法人事業税の確定申告	地法53, 72の25等	〃	市町村長又は都道府県知事	(〃)
1月決算法人の事業所税の申告	地法701の46	〃	指定都市等の長	指定都市等の区域内に一定規模以上の事業を有する場合
7月決算法人の法人税の中間申告	法法71	〃	税務署長	1年決算法人で納付額10万円超の場合 (末日決算の場合)
7月決算法人の法人住民税、法人事業税の中間申告	地法53, 72の26等	〃	市町村長又は都道府県知事	1年決算法人の場合 (末日決算の場合)
所得税の確定申告・確定損失申告書の提出	所法120, 123	2月16日から3月15日	税務署長	
確定申告税額の延納の届出書の提出	所法131	〃	〃	延納期限は5月31日まで
個人の青色申告の承認申請	所法144	3月15日	〃	1月16日以後新たに業務を開始した場合には、その業務開始の日から2ヵ月以内
所得税の更正の請求	通則法23	〃	〃	法定申告期限から1年以内
贈与税の申告	相法28	2月1日から3月15日	〃	
固定資産課税台帳の縦覧期間	地法415	3月1日から3月20日	市町村長	
固定資産税課税価格についての審査の申出	地法432	3月1日から3月30日	〃	